

募集期間を
延長しています



東京都

女性の悩み相談サイト 「TOKYOメンターカフェ」 都民メンター募集

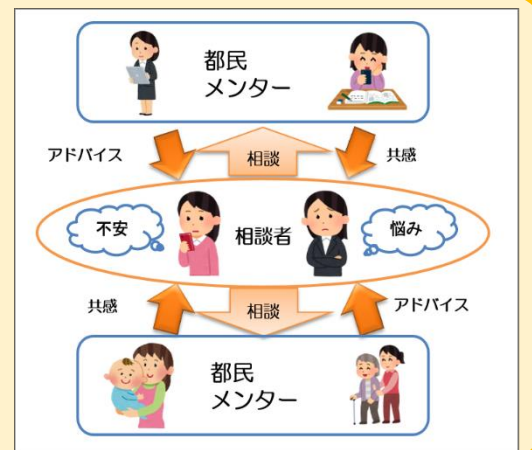
～あなたの経験や苦勞が誰かの力になる～

「TOKYOメンターカフェ」とは？

○女性の相談者から届いた悩み事、モヤモヤすること、不安に思うことに、都民メンターがアドバイスをを行う相談サイトです。

○相談できる内容

- ・仕事の悩み
- ・地域活動の悩み
- ・妊娠や子育ての悩み
- ・人間関係の悩み
- ・介護の悩み



都民メンターとは？

○悩みを抱えて次の一步を踏み出せずにいる女性を支援するために、仕事、子育て、介護などを経験してきた方が都民メンターとなって、相談者にアドバイスを行っていただきます。

○悩みを抱えている女性から寄せられた相談に、あなたの経験を活かしてアドバイスをお願いいたします。

【ポイント】

○専門的な資格・知識は不要

○悩みや不安を抱える方に寄り添っていただける気持ちがあればどなたでも！

悩みを抱える方に寄り添い、サポートしてみませんか？



都民メンター募集要領

女性の悩み相談サイト「TOKYOメンターカフェ」（以下、「本サイト」という。）に寄せられる相談に対してアドバイスをする都民メンターを下記のとおり募集します。

1 募集人数

50人

2 募集期間

令和3年12月10日（金曜日）から~~令和4年1月4日（火曜日）まで~~
令和4年1月21日（金曜日）まで

3 任期

委嘱の日（令和4年3月上旬の予定）から2年間

4 応募要件

以下の（1）から（3）を全て満たし、本サイトに寄せられる女性からの悩み相談に対して、ご自身の経験など活かしてアドバイスをしていただける方

- （1）年齢満20歳以上（応募時点）で都内在住、在勤又は在学の方
- （2）個人のパソコン・スマートフォン等によりインターネットにアクセスが可能で、Eメールアドレスを持っている方
- （3）簡単なプロフィールを公開できる方（ニックネーム、年代、簡単な自己紹介文程度）

5 活動内容

- （1）本サイトに寄せられる女性からの悩み相談に対するアドバイスの投稿
—本サイト上ではニックネームを使用して匿名で活動していただきます。
—相談者が解決に向けた第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、ご自身の経験などを活かして、相談者に寄り添い、共感や前向きなアドバイスをお願いします。
- （2）現在の活動の様子、相談内容はホームページでご覧いただけます。
また、現在活動中の都民メンターさんのインタビューも掲載しています。

6 応募方法

応募はインターネットから申し込みいただけます。

本サイトの都民メンター募集ページよりアクセスし、
下記必要事項①～⑩を電子申請システムに入力してください。

<https://www.mentor-cafe.metro.tokyo.lg.jp/>

※電子申請にて応募される際は、「申請者情報登録」が必要です。

詳細は本サイトの都民メンター募集ページをご確認下さい。



【必要事項】

- ①氏名、②住所、③電話番号、④Eメールアドレス、⑤性別、⑥年代、⑦職業
- ⑧志望理由（800字以内）、⑨相談（対応可能な）カテゴリー（仕事、妊娠や子育て、介護、暮らし、地域活動、人間関係から選択（複数選択可））、
- ⑩相談例に対するアドバイス計2問回答（人間関係は必須回答＋⑨で選択したカテゴリーから1問選択）、1問あたり600字以上1,000字以内）

7 選考方法

応募者の中から、年代及び相談カテゴリーの構成を考慮し、応募時に記入していただいた志望理由及び相談例に対するアドバイスの内容より書類選考を行います。書類選考に通過された方に、面接を実施のうえ選考を行います。

8 選考結果通知

令和3年2月下旬（予定）

応募時にご登録いただいたアドレス宛にEメールにて通知します。

9 謝 礼

実費弁償相当として、QUOカード総額2,000円分
（年1,000円分を2回（委嘱から1年経過時及び2年経過時）に分けて進呈します。）

10 費用負担

使用する機器類に係る費用やインターネット接続に係る費用等についてはご本人にご負担いただきます。

11 遵守事項

- （1）活動を通じて知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用することを禁止します。なお、都民メンターを退いた後も同様とします。
- （2）その地位を利用して、相談者から利益や便宜の提供を受けることを禁止します。
- （3）都民メンターは、都及び女性の悩み相談サイト運営事務局の指示並びに運営上のルールに従って活動を行うものとします。

12 留意事項

- (1) 都民メンターに委嘱された場合は、令和3年3月中旬に事前研修に参加していただきます。研修はオンラインで実施する予定です。詳細は選考結果をご連絡する際にお伝えします。
- (2) 活動開始から1年目には、フォローアップ講座を実施する予定です。
- (3) サービス向上のためのアンケートを実施する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- (4) 本サイト内ではメンターのブログを運用しています。是非、活動中に、皆さんもブログにご投稿ください。
- (5) 下記のようなときには、任期中であっても委嘱を取り消す場合があります。
 - ・ 遵守事項に違反したとき
 - ・ 応募要件に該当しなくなったとき
 - ・ 研修に参加していただけないとき 等
- (6) 任期中に委嘱を取り消されたときは、謝礼を進呈しない場合があります。

13 個人情報の取扱い

応募に関わる個人情報は、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、適正に取り扱います。応募の際に提出された個人情報は、募集及び選考以外の目的では使用しません。

東京で輝く、
自分らしく。



問合せ先

東京都生活文化局 都民生活部 男女平等参画課 男女平等参画推進担当

電話 03-5388-3189